

岡山大インキュベータ 入居規約

平成20年 6月10日
(改正)平成25年10月 1日

1. 総則

本規約は、岡山大インキュベータ(以下「本施設」という。)において、入居者の新事業創出活動に対する支援の実効性を高めること、及び、本施設内並びに周辺地域の安全・快適な環境を保全することを目的とし、入居者に遵守していただく事項等を定めたものです。

2. 決算書の提出、定期ヒアリング

本施設にはインキュベーションマネージャー(以下「IM」という。)が常駐し、入居者の新事業創出活動を支援しますので、IMが各入居者の事業課題等を把握するために、以下について協力してください。なお、事業状況等について、IMへ必要に応じて随時報告してください。

(1) 決算書の提出

毎期の決算後、速やかに当該決算書をIM室に提出してください。

(2) 定期ヒアリング

IMが、年に2回程度、事業進捗状況等に関する定期ヒアリングを行います。なお、その際には原則として経営者の方の出席をお願いします。

3. 事業テーマの変更・追加

入居目的の事業テーマを変更または追加する場合、並びに大学等の共同研究者を変更する場合等は、IM室に速やかに報告してください。なお、その場合、所定の様式の変更事業計画書を提出してください。

4. アンケートへの協力

IMが、年に2回程度、アンケートを実施しますので協力してください。また、他の支援機関等によるアンケート調査依頼があった際には、IM室にて内容等を精査のうえお願いする場合があります。

5. 入居者への支援

IMが、中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)の各種支援制度、及び大学や他の公的支援機関等の支援制度を紹介しますので、積極的にご活用ください。また、ビジネス展開上学びたいテーマに関して、外部講師の招聘などの要望もお受けします。

6. 模様替え等承諾申請及び退去時の原状復旧

(1) 模様替え等工事の承諾申請

模様替え、壁紙貼りや工作物の設置工事等を実施する場合は、所定の様式にて工事着手前に承諾申請の書類をIM室に提出してください。また本施設は、建築基準法及び消防法に基づく確認及び検査を受けていますので、工事内容によっては、岡山市建築指導課や岡山市消防署等諸官庁と協議し、工事内容の変更や追加工事が必要となる場合がありますのであらかじめ承

知ください。

(2) 退去時の原状復旧

退去する場合は、入居者が入居後に模様替えをした箇所、並びに、工作物を設置した箇所等及び毀損した箇所について、入居者の負担により原状復旧してください。

7. 安全管理

(1) 施設安全管理マニュアル

本施設は、入居者の安全な事業活動を確保するとともに、岡山大学及び周辺住民等に対し危険又は迷惑を及ぼさないようにすることを目的として「施設安全管理マニュアル」を作成していますので、安全管理上遵守してください。

(2) 安全管理連絡会の開催

入居者の事業活動上の安全管理を確認し、かつ、安全管理に関する情報を共有するため、本施設に「安全管理連絡会」を設置し、少なくとも年に1回は開催しますので、入居者の安全管理責任者等は出席してください。

(3) 安全管理連絡会の概要

安全管理連絡会は、中小機構中国本部担当職員、IM、委託警備会社及び委託施設管理会社の各責任者、入居者の安全管理責任者等で構成し、次の①から⑤までについて議題とします。なお、必要に応じて、関係行政機関及び有識者に参加を依頼します。

- ①入居者の事業活動上の安全管理・消防計画に係る確認及び情報収集
- ②安全活動方針、入居者に対する啓発活動方針の検討
- ③入居者に対する安全管理の周知
- ④緊急時対応計画の検討
- ⑤その他、施設の安全管理に関する事項

8. 反社会的勢力の排除

本施設では、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、あるいは、それらの者との周辺関係者等)との関係を一切排除することとしているため、賃貸借契約締結時までは該当しなくとも、入居後にそれらの者と関与していることが判明した時点で、ただちに賃貸借契約を解除します。

9. その他

(1) 火災保険

入居者は、賃借人賠償責任保険特約付き火災保険に加入してください。

(2) 健康管理・教育

入居者は、法令等に基づき、業務内容に応じた健康管理を社員等を実施してください。

なお、病原微生物等及び遺伝子組み換え生物等を取り扱う社員等に対し、入居者において継続的に安全衛生教育を行ってください。

以上